

提 言 書

町内会に関する新たな条例の制定に向けて

平成 30 年 3 月
札幌市町内会に関する条例検討委員会

目 次

はじめに	1
I 条例に盛り込むべき事項	2
第1 条例の構成や考え方	2
第2 基本的事項	2
II 検討委員会からの意見等について	5
III 参考資料	7
『町内会に関する条例検討委員会』委員名簿	7
会議の開催経過	8

はじめに

札幌市においては、少子高齢化が継続的に進行し、これまで着実に増加傾向にあった人口も減少局面に入ったと言われております。このような傾向の中、地域力の減衰、地域コミュニティの希薄化等が懸念されており、「住みよいまち・地域」の形成のためには、地縁を中心としたつながりの組織である町内会・自治会の役割がますます重要となってきております。

そのため、札幌市では平成 27 年（2015 年）11 月に今後の地域コミュニティのあり方や活性化に向けた検討を行うことを目的に「さっぽろ地域コミュニティ検討委員会」が設置されました。そして翌年 8 月には、「さっぽろの地域コミュニティ～出会い つながる 地域の絆～」として、報告書がまとめられたところです。

さて、札幌市では、平成 19 年（2007 年）4 月にまちづくりの最高規範として市民自治によるまちづくりの実現を目的とする「札幌市自治基本条例」が施行され、平成 20 年（2008 年）4 月には市民まちづくり活動促進の基本理念を定め、豊かで活力ある地域社会の発展に寄与することを目的とする「札幌市市民まちづくり活動促進条例」が施行されております。これらの条例は町内会・自治会に限らず広く地域コミュニティの活性化を目的とした条例であります。

そこで今回、今後の「まち育て・まちづくり」において、地域コミュニティの中心としてより重要な役割を担うことが期待されることから、町内会・自治会に焦点を当てた条例の制定に向けた検討を行うこととなり、平成 30 年（2018 年）1 月に本検討委員会が設置されました。

札幌市内には約 2,200 を超える町内会・自治会が存在し、それぞれ多様な地域的特性や課題を有しております。そのような状況の下、今回自ら、地域で実践的な町内会・自治会活動を行い、様々なご経験をお持ちの方に委員となっていただき、検討を重ね、検討結果を本提言書にまとめました。本提言書の内容を町内会・自治会に関する条例制定の参考にしていただければ幸いです。

今回、検討させていただいた条例の制定が実現しますと、それぞれの地域の活動を応援する条例、また住みよいまちの醸成に役立つ条例となりますことを確信いたしております。

平成 30 年（2018 年）3 月

札幌市町内会に関する条例検討委員会 委員長
鈴木克典

I 条例に盛り込むべき事項

第1 条例の構成や考え方

本条例の基本的な考え方は、以下のとおりとすることが望ましいと考えます。

- (1) 札幌市には、まちづくりの基本理念を定めた「札幌市自治基本条例」と「札幌市市民まちづくり活動促進条例」が既に制定されていることから、これらの条例を基礎として、現場の目線で町内会の活性化に焦点をあてるものとする。
- (2) 町内会の意義や重要性などの理念を本条例に定めることとし、具体の施策とあわせて、一体的に町内会の活性化に資するものとする。
- (3) 前文を設け条例の考え方を示すこと。
- (4) 条文は簡潔なものとし、地域住民にわかりやすく届く表現を心がけること。

第2 基本的事項

1 名称

条例の対象である「町内会」が入った、わかりやすい名称とすることが望ましいと考えます。また、親しみを持っていただけるよう、愛称をつけることも好ましいと考えます。

例 「札幌市地域で結び未来へつなぐ町内会応援条例」
「札幌市町内会マチトモ条例」
「札幌市町内会とともに人と人が支える地域づくり条例」
「札幌市みんなでまち育て町内会条例」

2 前文

町内会の意義や役割、重要性をしっかりと謳い、条例が目指す札幌の姿をわかりやすく表現し、理念や市の姿勢を明らかにすることが望ましいと考えます。

- ・町内会は、市内の各地域において日常の交流を通じて、高齢者の福祉や防災・防犯、清掃や環境美化、冬期の除排雪など、多岐にわたって私たちの生活を支えるなど、地域コミュニティの中心的な役割を担うことで、市の発展に大きく貢献してきた。
- ・しかし、少子高齢化や核家族化などによる世帯構成の変化や、集合住宅の増加な

どによる居住形態の変化のほか、住民意識や生活環境の変化などに伴い、町内会においては、加入率の低下、役員の高齢化や担い手不足などにより、地域の活力が低下していくことが危惧されている。

- ・町内会は、世代を超えて、地縁によって結ばれた支え合いの場である。子どもや高齢者の日頃の見守りだけではなく、地震や豪雨などの自然災害をはじめとする非常時に備えるためにも、今後ますます必要となる地域の重要な力である。また、町内会は、身近な市民参加の機会でもあり、住民主体のまちづくりを進めるための礎となる。
- ・私たちは、「人がまちを育て、まちが人を育てる」という思いを共有し、地域の一員として、このかけがえのない札幌のまちを未来の世代に引き継いでいく責任がある。
- ・札幌市には、市民が主体のまちづくりを基本理念とする、札幌市自治基本条例と札幌市市民まちづくり活動促進条例が定められている。これらの条例に掲げられた理念を踏まえて、地域コミュニティの中心的な役割を担う町内会を応援するために、この条例を制定する。

3 目的

町内会が地域の中心として重要な役割を担っていることを広く共有するとともに、町内会の活性化に際しての基本理念や市の責務等を定めることによって、町内会の活動を促進し、安全安心で暮らしやすく、いきいきとした地域コミュニティの実現に寄与することを、条例の目的に盛り込むことが望ましいと考えます。

4 定義

町内会は、「良好な地域社会の維持・形成を目的として、一定の範囲の区域に住所を有する世帯および事業所等の地縁に基づいて形成された町内会、自治会などの団体」とすることが望ましいと考えます。

5 基本理念

町内会の活性化を進める際には、次の事項を基本理念として盛り込むことが望ましいと考えます。

- ・地域住民の交流を促進することによって、地域住民が相互に協力しながら、自主的に町内会の活動が行われるようにすること。

- ・町内会の活動が行われるに際しては、地域住民がお互いに歩みよりながら様々な価値観や自主性を尊重すること。

6 様々な主体の役割・責務

町内会、市、事業者が各自の役割を認識し、等しく地域の一員であるという意識を持ちながら、一体となって町内会の活性化に取り組むことが求められており、次のとおり盛り込むことが望ましいと考えます。

(1) 町内会の役割

- ・地域住民の自発的な加入を促進するよう努めること。
- ・町内会の活動に関する情報を積極的に提供し、地域住民が世代や性別を問わず参加や協力をしやすいものとなるよう努めること。
- ・運営の透明性の向上を図り、地域住民に対しその内容が分かりやすいものとなるよう努めるものとする。
- ・良好な地域コミュニティの維持および形成のために、他の町内会をはじめとして、地域で活動するNPOや事業者などを含めた他の団体との連携を深めること。

(2) 市の責務

- ・地域住民の自発的な町内会への加入や、町内会の自主的な設立に関して、必要な支援を行うこと。
- ・町内会に対する地域住民の理解や関心を深め、町内会の活動への地域住民の一層の参加や活動を促進するために、広報活動、啓発活動、その他財政面も含めた必要な支援を行うこと。
- ・町内会の活性化に関する施策を行う際には、町内会の意見を勘案して行うこと。
- ・施策、事業等の実施にあたり、町内会に協力を依頼する場合には、関係する部署間の連携に努め、町内会の負担が過重にならないよう十分に配慮すること。
- ・市職員は地域コミュニティの重要性を理解し、その活性化を推進する視点に立って、職務を遂行するものとする。

(3) 事業者の役割

- ・市内に事業所を有する事業者は、地域コミュニティの中心的な役割を担う町内会の重要性を理解し、自らもその一員として、町内会活動への参加や協力を努めること。
- ・住宅の建築や販売、賃貸や管理を行う事業者は、住宅の建築等を行うにあたり、入居しようとする者に対して、町内会への自発的な加入、または町内会の設立に資する情報を提供するよう努めること。

II 検討委員会からの意見等について

条例の検討過程で委員より出された、町内会の活性化に資する方策や、条例の周知方法などについて以下のとおりまとめましたので、市の施策を検討する際の参考にしていただきたいと思います。

1 加入促進

町内会への加入を促進するためには、まず、住民から見て「入りたくなるような町内会」であることが大切と考えます。そのためには、町内会の活動や会計を「見える化」し、その情報を公開するとともに、入りやすい雰囲気づくりや、参加しやすい活動内容を工夫していくことが重要です。また、個人の事情に合った参加の形を取り入れていくことも重要な視点と考えます。

2 情報発信

町内会が果たしている役割や、普段の生活と町内会の活動が結びついていることを、住民にわかりやすく伝えていくことが重要です。また、地域のイベントやPTAが集まる入学式、新規入居者への挨拶回りなどの様々な機会を捉えるとともに、SNSなどを活用しながら積極的に情報発信することが大切です。

3 担い手

住民の価値観や自主性を尊重し、参加しやすい環境づくりを進めるとともに、個人が持つスキルを町内会に活かしてもらうことが重要です。

4 連携

身近な団体等と連携した交流が求められるとともに、学校やまちづくりセンターと連携した活動場所の確保や、合同で行うイベント等を通じて、町内会への関心づくりを進めることが重要です。

5 市の取組など

住民が参加するワークショップなどの手法を通じて、段階的に町内会への理解を深める取組が有効であり、このことについて市の支援が求められます。あわせて、町内会活動の外部との連携について、コーディネートする支援が必要です。

また、職員も地域住民の一人として、協力して町内会活動を行っていく意識を持つことが大切です。

6 条例（理念）の周知について

条文だけでは伝わりにくいことから、条例の内容をわかりやすくまとめ、どのような意味を持つのか説明する手引きなどを作成し、町内会活動に役立てられるようにすることが重要です。

また、周知については、例えばイベントにおける啓発など、様々な機会を捉え積極的な情報発信に努めることが大切です。

Ⅲ 参考資料

『町内会に関する条例検討委員会』委員名簿

(平成30年 1月17日委嘱、五十音順、敬称略)

氏名	団体・職位
いがらし ひでこ 五十嵐 秀子	幌北連合町内会 副会長・女性部長
かわきた みつはる 川北 光晴	公募委員
きむら ともこ 木村 公子	鉄西連合町内会 女性部副部長
さいとう ひろこ 齋藤 寛子	公募委員
すずき かつのり 鈴木 克典 (委員長)	北星学園大学 経済学部教授
ふくし あきお 福士 昭夫 (副委員長)	石山地区町内会連合会 会長
まちだ しんいち 町田 信一	公益社団法人北海道マンション管理組合連合会 事務局長

会議の開催経過

回	開催概要
第1回	日時：平成30年1月17日（水）13時30分～16時00分 内容：委嘱状の交付、委員長選出 検討委員会の検討内容・想定スケジュール 新条例が目指すべき方向性、新条例に入れるべき内容について意見交換
第2回	日時：平成30年2月14日（水）13時30分～16時00分 内容：町内会長アンケートの結果報告 市民ワークショップ等の結果報告 新条例に入れるべき内容について意見交換
第3回	日時：平成30年3月8日（木）14時30分～17時00分 内容：提言内容について（前文・各条文・名称・条例イメージ案）意見交換
第4回	日時：平成30年3月23日（金）9時30分～12時00分 内容：提言内容について（前文・条文に入れるべき内容・名称・委員からの意見）意見交換、確認